

令和 7 年第 4 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 D 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 0 5 分
出 席 委 員	溝口正己、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	小笠原英司
出 席 者	教育長 他事務局職員 8 名
傍 聴 人	0 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 前回会議録の承認 日程第 3 教育長の経過報告 日程第 4 議案第 19 号 後援申請について 議案第 20 号 審査請求に係る裁決について（非公開） 議案第 21 号 特別支援学級の入退級について（非公開） 議案第 22 号 教育支援室の入室について（非公開） 日程第 5 その他 (1)あま市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について (2)あま市特別支援学校給食費保護者負担軽減事業実施要綱の新設について（報告） (3)令和 7 年度あま市学校運営協議会委員の任命について（報告） (4)令和 7 年度 3 月議会（一般質問）について（報告） (5)令和 7 年度食物アレルギー対応に伴う給食費の減額について（報告） (6)あま市生涯学習推進計画に基づく事務事業評価シートについて（報告） (7)あま市スポーツ推進計画にかかる関係課の取組項目の取組状況について（報告） (8)令和 7 年度各種名簿及び予定表等について（報告）（非公開） (9)指定学校変更申請について（報告）（非公開） (10)教育委員会事務局職員の懲戒・注意指導について（報告）（非公開） (11)生徒指導（令和 7 年 3 月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程３、教育長の経過を報告する。
	(令和７年３月１８日～令和７年３月３１日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ３回
	教育長用務 ３回
	教育総務課事業 ２回
	学校教育課事業 １回
	生涯学習課事業 ２回
	スポーツ課事業 ３回
	市行事 ４回
	市議会関係 １回
	(令和７年４月１日～令和７年４月１８日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ５回
	教育長用務 ３回
	教育総務課事業 ０回
	学校教育課事業 ４回
	生涯学習課事業 １回
	スポーツ課事業 ８回
	市行事 ２回
	市議会関係 ０回
	今後の予定
教 育 長	「下萱津フジ公開」は４月２６日（土）を予定しております。

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程 4、議案 1 件公開 3 件非公開
教 育 長	議案第 19 号「後援申請について」審議 3 件 報告 2 件
教育総務課長	①「オモロー授業発表会 in 海部地域（オモロー授業発表会津島市 実行委員会）」
	事業目的は、学校の先生方やそれを目指す学生、教育に携わる方の 授業を通して、地域の方々に広く今の教育を知ってもらいともに対話 するためとのことです。
	事業内容は、10 分間で先生方が授業を行い、その後参加者で対話 をして地域の方々、教育に関心がある方、教育に携わっている方と作 り上げるイベントとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、今後、海部地域全体でオモ ローを開催していくことを目標とし、あま市の先生や子どもたちにも 参加して欲しいためとのことです。
	その他後援として、弥富市、津島市、愛西市にも申請をしていると のことです。津島市は「津島市内の教員が参加している」、愛西市、弥 富市は「不許可の理由がない」ため 3 自治体とも許可をしております。
	他の地域では、一宮市が 8 月 23 日開催予定の全国大会 in 名古屋 において後援申請を受けており、文科省の後援許可を得ていること、 清須市が過去に許可をしていること、春日井市が「不許可の理由がな い」ためいずれも許可をしていることから、許可の方向で検討してい るとのことでした。
	開催期間は、令和 7 年 5 月 10 日（1 日間）
	開催場所は、津島市文化会館小ホールです。
	参加者は、全国の一般・学生 200 名を予定しているとのことです。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	②「第 62 回道徳教育研究会（海部津島モラロジー事務所）（報告）」

	事業目的は、道德教育を柱とする研究会を通じて、学校、地域家庭
	などにおける心の教育の充実と発展に寄与することです。
	事業内容は、道德教育の新たな充実をめざしてとのこと。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、広く多くの教育者の充実に
	寄与することです。
	その他後援として、文部科学省、愛知県、津島市、愛西市、弥富市
	各教育委員会、大治町、蟹江町、飛島村各教育委員会です。
	開催期間は、令和7年8月5日（1日間）
	開催場所は、あま市美和文化会館です。
	参加者は、海部地域の教育に関心のある方80名を予定していると
	のことです。
	参加料は、無料です。
	（以下概略を説明）
教育総務課長	この事業は、令和5年4月に許可実績がありますので、教育長専決
	として許可いたしました。
教育総務課長	③「税に関する絵はがきコンクール（一般社団法人津島法人会）（報
	告）」
	事業目的は、税を正しく理解し、税に対する関心を高めるとのこと
	です。
	事業内容は、租税を学習したあと、感想を絵はがきに表現すること
	のことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、事業内容の信頼性とのこと
	です。
	その他後援として、愛知県教育委員会、津島市・愛西市・大治町・
	蟹江町・飛島村・弥富市教育委員会です。
	開催期間は、令和7年4月21日から令和8年1月31日（286
	日間）
	開催場所は、津島市・愛西市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村・
	弥富市全小学校です。

	参加者は、海部地域の小学6年生約2,800人です。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	この事業は、令和6年4月に許可実績がありますので、教育長専決として許可いたしました。
生涯学習課長	④「美容万博×伝統万博 コラボイベント in 名古屋(株式会社Amor)」
	事業目的は、お仕事のすばらしさを体験して頂くとのことです。
	事業内容は、職業体験とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、ゴールデンウィークのお休み期間の開催の為あま市の学生の皆様に知って頂きたいとのことです。
	その他後援を申請中ですが、聞き取りによりますと、津島市、愛西市、弥富市、清須市、東海市の教育委員会に申請しております。
	津島市、愛西市、清須市については、不承認ということです。主な理由としては、清須市は、「営利色が強い」「開催場所が遠い」「協賛企業が多い」などのことです。愛西市は、「この事業の性質又は規模から勘案して教育効果が著しく認められないもの」と要綱に定められているため不承認とのことです。津島市も同様になります。弥富市については、何も議論がなく許可をしているとのことです。
	開催期間は、令和7年5月6日(1日間)
	開催場所は、L i v e s N A G O Y Aです。
	参加者は、愛知県内の学生(幼児～高校生)1万人です。
	参加料・入場料は、無料です。
	(以下概略を説明)
生涯学習課長	⑤「自立し幸せに生き抜く力を育てる ママが楽しくなると子どもが伸びる 子育て講演会(NPO法人日本ウーマンプロジェクト)」
	事業目的は、子どもが幸せに生きる力を伸ばすための知識を提供

	し、自分の良さを認識できる大人に育てる。また、昨今の社会問題である不登校や子どもの自殺を減らすために、心の健康や自己肯定感を育む重要性についても触れ、具体的な接し方を提案するとのことです。
	事業内容は、中学生までのお子さんの保護者を対象として子育て講演会とのことでした。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、市内小学校・幼稚園にチラシを配布するためとのことでした。
	また、講演会の信頼性が増し参加するか迷っている方の後押しとなっていたためとのことでした。
	開催期間は、令和7年6月15日（1日間）
	開催場所は、七宝焼アートヴィレッジ交流ホールです。
	参加者は、市内の一般（小中学生の保護者）50名です。
	参加料は、500円です。
	（以下概略を説明）
生涯学習課長	④について、申請者の定款、履歴事項全部証明書やチラシを見ると営利活動の可能性は払拭できません。
生涯学習課長	⑤について、「NPO法人日本ウーマンプロジェクト」という団体ですが、文科省が設けている家庭教育支援チームに登録しております。ただし、愛知県ではなく岐阜市の支援チームに登録しております。因みにあま市では、「ママぷらす」が登録しております。なぜ、あま市なのかと言いますと会員の方があま市在住であり、あま市でも開催したいとのことでした。会場に七宝焼アートヴィレッジを選定したのは、芝生が見え解放感があって、保護者の講演会にうってつけだったとのことでした。
	あま市在住の会員の方ですが、去年から活動をしております。活動内容は、「小さな珈琲専門店buremoni」の喫茶店を開業しており、そこで不登校発達凸凹の子育てカフェを月1回500円程度で保護者の居場所、茶話会みたいな活動を令和6年7月、9月、11月の

	計3回しております。この活動は、名古屋市、豊田市でも居場所づくりをやっております。講演会につきましては、豊田市で昨年度、教育委員会後援を得て実施しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	①について、添付資料のうち「あま市教育委員会後援名義の使用承認申請」(4)主催者名の一人、毛利尚義氏はあま市議会議員です。あま市教育委員会の後援に関する要綱の政治活動に触れませんか。
教 育 総 務 課 長	市議会議員としてではなく、元塾講師という立場で参加し、登壇するとのことなので問題ないと考えます。
委 員	毛利氏に限ったことではありませんが、登壇する先生方のうち、なんらかの特定の思想や信条を持っていて、主張をするような人はいないですか。ホームページを見ると立派な会議というのは分かります。
教 育 長	登壇者の一人である伊藤亮氏は私と同期の教員です。偏った思想をもつ方ではありません。服部早紀氏も見知っており、問題のある方ではありません。大島俊介氏も永南小にいたるとき一緒でした。問題はないと考えます。おじいさまが校長を務めておりました。
委 員	政治等に関わりが無ければ支障がないと思います。
委 員	⑤について、目的は理解できます。講演会は誰が講師をされますか。豊田市で開催されたとのことですが、評判はどうでしたか。
生 涯 学 習 課 長	講師はウーマンプロジェクトの会員です。評判について、豊田市教育委員会では把握していないとのこと。
委 員	他の市町でも講演会は開催されていますか。
生 涯 学 習 課 長	講演会はあま市の他は豊田市だけになります。
	なお、講演会のほかには、豊田市、名古屋市、あま市において、子育てカフェを隔月で開催しております。
委 員	講演会に関する情報は他にないということですか。
生 涯 学 習 課 長	その通りです。
委 員	会員が講演するだけで参加費500円は高くありませんか。特定非営利活動法人日本ウーマンプロジェクトの定款によると、会費として

	5, 000円徴収しております。予算計画25, 000円であれば会費の中で出来ないのかと思います。
生涯学習課長	参加費500円が高いか安いは、判断に苦しむところです。
委員	豊田市で開催したときは、満員になったのですか。
生涯学習課長	豊田市教育委員会は、把握していないとのこと。
委員	500円払ってまで聞きにいかれるのでしょうか。
委員	価値評価については、それぞれの個人によるとしか言えないか。
委員	参加費500円が妥当なののでしょうか。入場料等を徴収する場合の基準がありませんでしたか。
教育総務課長	要綱上では、「入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その額が社会通念上相当な額を超え、対象者に対する経済的負担が著しく過重であると認められるもの」は認められませんかとあります。
委員	500円なら著しく過重とは言えません。
委員	あま市在住の会員は何名いますか。
生涯学習課長	1人だけです。
委員	ママぶらすも会員ですか。
生涯学習課長	ウーマンプロジェクトの会員ではありません。ママぶらすは文科省の家庭教育支援チームに登録しているということのみです。
委員	前回のチラシはありませんか。講演の内容が不透明です。
生涯学習課長	チラシはございません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委員 全 員	(協議)
教 育 長	①オモロー授業発表会 i n 海部地域 承認
	④美容万博×伝統万博 コラボイベント i n 名古屋 不承認
	⑤自立し幸せに生き抜く力を育てる ママが楽しくなると子どもが伸びる 子育て講演会 承認

	②第62回道徳教育研究会 承認（教育長専決報告）
	③税に関する絵はがきコンクール 承認（教育長専決報告）
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	（異議なし）
教 育 長	①⑤を承認、④を不承認とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項 7件公開 4件非公開
学 校 教 育 課 長	（1）「あま市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について」
	趣旨は、令和7年4月に愛知県立の中高一貫校附属中学校が開校することに伴い、県立中学校に在学する生徒に対して就学援助を実施するため、関係要綱の改正を行うものです。
	内容は、就学援助の対象となる学校として、あま市立の小学校・中学校のほか、愛知県立の中高一貫校附属中学校を加えるものです。
	施行期日は、令和7年4月1日から施行するものです。
	（以下概略を説明）
教 育 長	関係するのは、あま市では主として津島中学校と明和中学校です。
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	何名入学されたか把握していますか。
教 育 長	津島中は10人以上で特に美和地区が多く入学しております。明和中が1人です。他の中高一貫校については把握していません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	（2）「あま市特別支援学校給食費保護者負担軽減事業実施要綱の新設について（報告）」
学 校 教 育 課 長	趣旨は、エネルギー・食料品価格等の価格高騰に伴い、特別支援学校及び国・県立小中学校に通う小中学生の保護者の負担軽減を図るため、令和7年4月から令和8年3月に、特別支援学校及び国・県立小中学校に在籍し、本市に在住する小中学生のうち、給食の提供を受けている児童生徒の保護者を対象に、市内公立小中学校で行う給食費の物価高騰相当分を支給するものです。

	内容は、
	1. 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	2. 支給金額 児童1人あたり3,960円
	生徒1人あたり3,960円
	3. 対象者 以下のいずれにも該当する児童生徒の保護者
	①本市の住民基本台帳に記載されている、
	・平成25年4月2日から平成31年4月1日までの間に生まれ
	た児童又は平成22年4月2日から平成25年4月1日まで
	の間に生まれた生徒
	②対象期間のうち、特別支援学校等に在籍していること
	③対象期間において、在籍する特別支援学校等から学校給食の提供
	を受けていること（学校給食の提供であることから、病院内学級
	における病院から入院食の提供を受けている場合は除く。）
	○ただし、愛知県教育委員会が実施する特別支援教育就学奨励費又
	はあま市が実施する学校給食費の全額免除等、支援金以外による
	支給対象期間の全期間における学校給食費の全額支給又は全額
	免除の決定を受けた者は除く
	4. 申請期限 令和7年7月31日まで
	5. 支給方法 支給を決定した申請者に口座振込の方法で支給する
	施行期日は、告示の日から施行し、令和8年3月31日限り、その
	効力を失うものです。
	(以下概略を説明)
学 校 教 育 課 長	令和7年9月末支給を予定しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「令和7年度あま市学校運営協議会委員の任命について(報告)」
教 育 次 長	各学校から提出されたものを挙げており、任命いたします。
教 育 次 長	あま市学校運営協議会規則では、委員定数が20名以内であり篠田
	小学校は名簿上20名を超え、22名となっております。検討した結

	果、教頭以下３名につきましては委員としての参加をしませんので訂正いたします。
教 育 次 長	地域学校協働活動推進員が昨年度各地区１名でしたが、今年度から２名を任命するため各校２名参加いたします。
	美和中学校「１ 加藤健太」とありますが「１ 瀧本清三」尾張体育会会長になります。その方に訂正をいたします。
	甚目寺南小学校「初山兼芳」の役職が地域学校協働活動推進員となります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	篠田小は委員としては、教頭、教務、校務を外しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	教頭以下を外されたのですか。
教 育 次 長	篠田小の学校の所属職員の委員は校長のみといたしました。
教 育 長	教頭以下は、委員ではなくオブザーバーとして参加いたします。
	篠田小以外の１６校も同じとします。
委 員	学校管理職が入るのは間違いではありませんが、学校運営協議会において学校長が作成する基本方針の承認など、議題によっては、議論や議決から学校の職員は外れないといけないと思います。
委 員	学校運営協議会は、それぞれの学校の課題を把握して、学校運営協議会で協議いただき、市教委、市に対して意見ができることになっております。
	今までの様子を見ると、活動が見えてこない、制度が意図する形で機能していないのではないかと心配するところです。学校の基本方針について、毎年、学校運営協議会を開催して学校運営協議会の承認を受けているのでしょうか。毎年、何回開催していて、どういうことについて各校課題があつて、こういうことを学校運営協議会で協議してもらえないかという説明をきちんとしているのか。それを行うと学校が多忙になるのであれば、学校ではなく事務局からでも問い合わせができないか。あま市の教育は課題が多いと認識している。いじめ、不登

	校、小中一貫教育、部活動の移行をどうするか。こういうことは学校運営協議会で協議いただいていい内容であると思います。むしろ、学校運営協議会から例えば小中一貫教育だったら「こういう教育をしてください。」と要望が上がってきて然るべきだと思います。いじめ、不登校についても各校の学校運営協議会で議論をしてきたのでしょうか。
委 員	学校運営協議会の中で学校の実態を説明していただいて、学校運営協議会の会議の中で方針を決め、地域学校協働本部とともに活動してもらうとか、参加している委員が地元を持ち帰って広げていくのが制度の意図する趣旨であると思います。
委 員	本当に議論をしているのか。学校の説明を聞いて、授業参観をして終わっていないですか。せっかく立ち上げたので機能をさせていたきたいと思います。
委 員	今後、小中一貫教育をどうするのか、あま市としてやるのかなど色々と議論していく必要があります。コミュニティスクールという形態をとり、学校運営協議会の委員が評議員みたいに個人として物が言えるだけでなく、協議会はある程度、合議体として市に対して言える立場です。そういう風に活用していただきたいと思います。
教育総務課長	制度の意図する形として、法令等では、次のとおりの定めとなっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5では、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関と定めており、同第4項では、校長は教育課程その他規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないと定め、同第6項では、学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができると定めています。
	あま市学校運営協議会規則第2条では、協議会は、あま市立の小学校及び中学校の学校運営に関してあま市教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校・家庭・地域の連携及び、子どもたちの確かな学びと育

	ちの実現を図り、もって地域に密着した学校づくりに寄与することを
	目的とすると定めています。第6条では、校長は、次に掲げる事項に
	関する基本的な方針について、協議会の承認を得なければならないと
	定め、同第2項では、校長は、承認を得た基本的な方針に基づいて学
	校運営を行わなければならないと定めています。まだ第8条では、協
	議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して
	意見を述べることができると定めています。
教 育 長	形骸化というのは失礼ですが、そういった学校もあるような気がい
	たします。
委 員	学校の先生は、正直なところやりたくないのだと思います。
	学校の基本方針に地域の人が物を言ってくるなという、自分の思い
	がある校長はそう思っているのではないかと疑ってしまいます。
委 員	法律上、そういった風になりました。「家庭、地域、学校」で一緒に
	学校運営を行うことになりました。そして、あま市はコミュニティス
	クールを全校に導入したので、意見を聞いて、学校運営協議会の委員
	にもあま市の学校教育に責任があることをしっかり言ってもらわな
	いといけなくなったのだということだと思います。
委 員	委員になっている人も本当に学校のためを思って学校と一緒に行
	動できる人でしょうか。その人たちはいつまでも学校のこと気にして
	やってくれますか。そのための議論がなされているのでしょうか。
教 育 長	委員がおっしゃる通り、学校運営協議会が議論のできる場に育って
	ほしいと思っております。校長会議でもそのように伝えております
	が、なかなか浸透していない状況も見られます。
	例えば、教育委員会から議題を提示して協議してもらうこともあり
	うるのではないかと考えます。例えば、「履物」の件で各校に投げかけ
	ておりますので、学校運営協議会で話し合いがされる形にしていきたい
	と思います。最初の会議には事務局も参加しますので強く言うよう
	にします。
委 員	私が校長の時は、制度としてあったのは学校評議員でした。コミュ

	ニティスクールや学校運営協議会ではありませんでした。学校評議員
	の時は、学校から学校評議員に学校の様子など概略説明をして、それ
	に対してご意見を伺い、その後授業を見に行っていました。
	ご意見をいただくのみなので、そこから発展した議論もなく、協働
	することもなく、中身がなく深まりがありません。今の話を聞いてい
	てコミュニティスクールや学校運営協議会になってもやっている中
	身が変わっていないのではないのでしょうか。
委 員	先程、教育長が言われたように何か議題を一つ決めて、あま市教育
	委員会が学校運営協議会を通じて学校のためにどんなことができる
	のかという地域の意見を聞きたい、という要求を学校運営協議会にし
	ていただく必要があるのではないのでしょうか。もちろん議題を絞って
	いただく必要があると思います。議論を深めていくための手立てが必要
	だだと思います。そうでないと以前の学校評議員会と同じように浅く
	広くで終わってしまうのではないのでしょうか。それではいけません。
	一工夫願います。
委 員	学校評価のみでは地域との連携が低いままとなってしまいます。連
	携について話題に挙げていない学校もあると思います。その状況を変
	えるためにも学校評価のみの状態から、学校運営協議会で何を議論す
	るのかという風に持っていけないといけません。
委 員	学校と地域の連携が低いなら低いということを議題にして運営協
	議会の委員に「方策を決めてください」と校長から言ってもいいと思
	います。
	「学校として精一杯やったけど、なかなか地域の人の協力が得られ
	ないのでもっと一緒に活動していただけないのでしょうか。」とお願い
	することもよいと思います。
教育総務課長	令和6年1月19日に定めた「あま市立小中学校のあり方に関する
	基本的方針」では、(3) これからの学校・学校と学校・学校と地域の
	あり方について①学校と家庭と地域のあり方として、次のとおり定め
	ています。

	学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働
	本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の
	専門性の活用を推進する。学校運営協議会と地域ボランティアの取組
	について、教育委員会は、広く市民へ広報する。
	学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもった
	活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生
	により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるもので
	あることを目標とする。
委 員	委員は委員で物を言うだけでなく、それぞれの団体を代表してきて
	いるので、団体や地域に帰って議論の内容を伝えたり、学校のことを
	もっと支援してほしいと言わないといけない立場です。
	制度の趣旨はそういったことであると思います。
委 員	先ほど、地域学校協働活動推進員が２人ずつ各校入っている。甚目
	寺地区だと村上委員と初山委員が甚目寺地区の小中学校全てに入っ
	ているとお聞きしました。
	地域と学校で子ども達を育てていくと言いながら、今は子ども達
	が地域にあまり顔を出しません。子ども達や学校と地域との関係が希
	薄になってきていると思います。そこら辺をもっと地域でも育てるの
	だ、と言うようなそんな話し合いも学校運営協議会で出来るといいと
	思います。そのために地域学校協働推進員が各地区の小中学校に入っ
	ていると思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(４)「令和７年３月議会（一般質問）について（報告）」
教 育 部 長	令和７年３月議会の一般質問では、教育関係について３人の市議か
	ら合計４件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細につい
	ては、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教 育 部 長	I 毛利尚義議員から質問を受けました。
	1 共同親権・共同養育について

	(1) 小中学校の対応について
	①別居親の学校行事への参加可否を伺います。
	以上の質問に対し、「DVや虐待の恐れのある場合を除き、公開して
	いる学校行事への参加は制限をしておりません。学校行事につきましては、紙による学校のお知らせやきずなネットによる案内の他、学校の
	ウェブサイトに掲載して周知しております。きずなネットへの登録
	につきましては、親権を持つ保護者に案内しているため、親権を持つ
	保護者の同意を得られれば、別居親の登録は可能です。」と答弁しました。
	②小中学校で子どもの権利条約を児童生徒に周知する取り組みを伺
	います。
	以上の質問に対し、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約、
	1994年日本批准）につきましては、小学校では6年生の社会（公
	民分野）で学習し、中学校では3年生で公民的分野の授業において学
	習しております。」と答弁しました。
	③改正民法の施行に向けて小中学校で共同親権、共同養育を児童生徒
	に周知する取り組みを伺います。
	以上の質問に対し、「現状においては、小中学校では共同親権、共同
	養育に関し、児童生徒向けに周知する取り組みは行っておりません。
	改正民法施行後におきましては、国から示されるガイドラインを参考
	に周知の方法を検討したいと考えております。」と答弁しました。
	④学校で別居親に会いたいという児童生徒からの相談を受けた際の
	対応を伺います。
	以上の質問に対し、「相談のあった児童・生徒の同意が得られれば、
	親権を持つ保護者に相談があった旨の連絡を行うことは可能である
	と考えますが、学校が別居親に合わせるなど直接的な関与は困難であ
	ると考えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅱ美濃島絢太議員から質問を受けました。
	1 教育について

	(1) リテラシー教育について
	①リテラシー教育とはどのようなものか。
	以上の質問に対し、「リテラシー教育とは、情報を理解し解釈する力や批判的思考力、問題解決能力を身につける教育のことを指します。現代社会では、デジタル化が急速に進展し、インターネット上には正確でない情報も多く存在します。そのため、情報の真偽を見極める姿勢や、情報リテラシーの向上が個々に求められています。」と答弁しました。
	②取組としてどのようなものがあるか。
	以上の質問に対し、「小学校では、各学年の道徳授業や学級活動において、ルールやマナー、安全なインターネットの使い方など、発達段階に応じた情報モラル教育を実施しております。中学校では、技術科の「情報技術」の授業において、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、人権侵害の防止など、情報技術の利用場面に応じて、適正に活用する能力と態度を身に付けるための情報モラル教育を実施しております。総合的な学習の時間や朝の会、特別な教科道徳の時間を利用して、児童生徒が情報機器を利用する上で、人権への配慮や犯罪リスクを意識するための基本となる考え方の育成に取り組んでいます。」と答弁しました。
	(2) 金融教育について
	①金融教育とは何か。
	以上の質問に対し、「金融教育とは、自立する力・社会と関わる力の育成や将来への意欲・活力を生むための教育であり、小学校から高校までの間で「ライフプランニングや家計管理」の分野、「金融・経済の仕組み」の分野、「消費生活・金融トラブル防止」の分野「キャリア教育」の分野を学習することとなっております。」と答弁しました。
	②取組としてどのようなものがあるか。
	以上の質問に対し、「小学校につきましては、5年生の家庭科の授業において6時限をかけて学習し、「物やお金の使い方」として、買い物

	の仕方や売買契約の仕組みを学んでいます。中学校では、３年生の公民的分野の授業において３時限をかけて学習し、「金融のしくみとお金の大切さ」として、金融商品のリスクとリターンや金融政策、為替相場などを学んでおります。その中では、インターネットでの取引の注意やキャッシュレスの支払い方法、またゲームへの課金やネットカジノ等のお金のトラブルの話しにもふれております。」と答弁しました。 ③今後の必要性和課題についてどのように考えるか。 以上の質問に対し、「課題としましては、いわゆる闇バイトを始めSNSやゲームへの課金等でネットトラブルに巻き込まれる危険性が増々高くなっております。先程のリテラシー教育ともつながりますが、金融教育を受けることで、金融や経済に関する正しい知識や判断力を身に付けることができます。また、働くことの意義やお金の価値の重さを知り、限りあるお金をどう使うか自分で考える力が身に付きます。それらを土台にして将来、自立して生計を立てるための職業者資産形成について、金融教育は主体的に考える力を養うという意味で必要であると考えております。」と答弁しました。 ２文化財について ①文化財保存活用地域計画を策定した理由と目的は。 以上の質問に対し、「令和６年１２月に文化庁の認定を受けた文化財保存活用地域計画は、本市の未指定を含めた貴重な文化財を適切に保護し、その魅力や価値を引き出すために策定をしました。また、未指定を含めた本市の文化財を地域の文化振興や市の観光促進等に活用することにより、地域でその保存と活用に取り組むことを目的としております。」と答弁しました。 ②今後、新たに重要文化財等への申請をする予定はあるか。 以上の質問に対し、「文化財保存活用地域計画において、本市に所在する未指定を含めた歴史的・文化的資源を掘り起こし、文化財リストを作成しております。このリストに記載されている資料のすべてが指
--	--

	定文化財につながるわけではありませんが、文化財の保存という観点から調査研究を進めてまいりますので、将来的に指定文化財につながっていくことは十分に考えられます。」と答弁しました。
	③教育現場との連携はどのように考えているか。
	以上の質問に対し、「次世代に本市の歴史や伝統等を継承するためには、子どもたちや市民一人ひとりがその魅力や価値を理解し、身近に感じる必要があります。そのためにも、教育現場との連携は重要な要素であると考えております。その取り組みの一例として、市内小学校では、社会科の授業で、歴史民俗資料館所蔵の資料を用いた出前授業や移動博物館を実施しております。また、出前授業の後には、あま市ものしりジュニア検定に挑戦する学校もあります。こうした取り組みによって、本市の歴史と伝統が未来へ受け継がれ、多くの方々にその魅力や価値が広く認識されるものと考えております。」と答弁しました。
	④観光資源としてどのように考えているか。
	以上の質問に対し、「文化財保存活用地域計画は、本市の未指定を含む貴重な文化財を適切に保護し、その魅力や価値を引き出すために策定を致しました。その一つとして、文化財を観光資源として活用することは重要な要素であると考えております。そのためには、未指定文化財を含む文化財の調査研究に基づいた適切な情報発信が不可欠となります。今後は、文化財の保護保存を進めるとともに、本市の観光資源として活用できるよう、未指定文化財を含む文化財の調査研究を進め、観光部局との情報共有・連携を図ってまいりたいと考えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅲ石田良雄議員から質問を受けました。
	1 下萱津のフジについて
	(1) 下萱津のフジについて
	①現状について
	以上の質問に対し、「愛知県天然記念物である下萱津のフジの特別

	公開について、令和４年４月２３日の公開時には８００名、令和５年
	４月２２日の公開時には９６３名、令和６年４月２９日の公開時には
	７７２名の方に鑑賞していただきました。天然記念物である下萱津の
	フジの樹齢は約３５０年ともいわれる老木ですので、樹木の根を多く
	の人が踏むことで樹勢の回復に悪影響の及び恐れがあります。そのた
	め、１日限りの公開としております。」と答弁しました。
	（２）整備について
	①一部しかフジが整備されていないが、今後の進め方はどのように考
	えるか。
	以上の質問に対し、「下萱津のフジの敷地内には、旧所有者により植
	栽されたフジもあり、天然記念物のフジと一体となってフジ棚を形成
	しておりました。このフジ棚は過去に台風や大雨による新川の増水な
	どが原因で倒壊などの被害を受け、その都度、本市で修復を進めてま
	いりましたが、樹齢約３５０年とも言われるフジの樹勢の衰えが回復
	しないため、まずは愛知県と協議しながら天然記念物であるフジの樹
	勢回復に努めたいと考えております。」と答弁しました。
	②駐車場の確保の為に新川河川敷の整備はしないのか。
	以上の質問に対し、「駐車場の整備につきましては、新川河川敷の管
	理が愛知県であることから困難であると考えますが、駐車場の確保で
	は、近隣の公共施設等の駐車場を借用することで対応するとともに、
	例えば駐車場から鎌倉街道を散策しながらフジを鑑賞していただく
	など、他の文化財と関連付けた事業を実施したいと考えております。」
	と答弁しました。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	（５）「令和７年度食物アレルギー対応に伴う給食費の減額について
	（報告）」
学 校 教 育 課 長	小学校給食における食物アレルギー対応に伴う減額単価につま

	しては、ご飯 7 2 円、パン 6 5 円、麺 6 6 円、牛乳 6 8 円です。
	中学校給食における減額単価につきましては、ご飯 8 8 円、パン 7 4 円、麺 7 7 円、牛乳 6 8 円です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	金額は値上がりしていますか。
学 校 教 育 課 長	ご飯、牛乳の両方を合わせて 2 0 円近く値上がりしています。
委 員	最近、果物アレルギーの子どもが多いと聞きます。あと、様々なア
	レルゲンがあり、アレルギーになる子どもが増えています。現在、除
	去食は乳と卵だけですか。
学 校 教 育 課 長	除去食としては、乳と卵の 2 種ですが、保護者の方へ成分表をお渡
	してそれぞれ取り除いて食べる、ないし食べないという選択をしてい
	ただいております。
委 員	何かあってからでは遅いので、しっかり把握していただき、対応で
	きるものについては対応していただきたいと思います。
委 員	最近では、検査をすることが出来ます。結構アレルギーを持っている
	子どもが多いかと思います。
学 校 教 育 課 長	除去食の種類を増やすのは難しいです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(6)「あま市生涯学習推進計画に基づく事務事業評価シートについ
	て(報告)」
生 涯 学 習 課 長	令和 3 年度に「生涯学習推進計画」を策定いたしました。基本理念
	といたしまして、「学びのスパイラル 学び・つながり・かかわって—
	豊かな地域社会を目指して—」としております。これに沿って生涯学
	習の事業を推進しております。生涯学習の事業の方向性、評価シート
	の妥当性等を検証しながら実施計画、取組状況をまとめたものが、資
	料となります。資料につきましては、外部有識者による講評もいた
	っております。生涯学習推進計画策定委員会で委員でもあり、あま発

	未来創造塾生を務めていただきました林初音氏に令和6年度の取組
	状況の講評及び今後に期待することでご講評をいただいております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	評価の基準が分かりにくいです。評価が全て「B」ですが、何を基
	準に判断をされていますでしょうか。
委 員	自己評価なので「A」がつけられないのではありませんか。
委 員	第三者が文言的に見ると「行います」「やりました」だと全て「A」
	になるのではないかと思います。
委 員	何か足りないところがあって「B」をつけていると思います。どん
	なことが足りなくて、翌年度どのようにしていくのかを検討する必要
	があるのだと思います。
委 員	評価シートは何か参考に作成されたのですか。
生涯学習課長	他課のものを参考に作成いたしました。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(7)「あま市スポーツ推進計画にかかる関係課の取組項目の取組状
	況について(報告)」
ス ポ ー ツ 課	令和5年度に「スポーツ推進計画」を策定いたしました。本理念
	といたしまして、「元気と笑顔溢れるスポーツのまち あま」を実現す
	るため、設定した5つの基本目標をもとにスポーツ課はもとよりあま
	市関係各課が令和6年度に実施した事業の取組状況を関係各課から
	聞き取り取りまとめたものになります。令和6年度につきましては、
	92事業実施しておりますが、「職場のスポーツ・健康まちづくりの活
	動の推進」と「まちの賑わいを創出するスポーツイベントの開催・誘
	致」に関わる事業・取組項目について実施することが出来ませんでした。
	事業が実施できるように現在検討をしております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和7年5月21日

教 育 長 伊藤 克 仁

教 育 長
職務代理者 溝 口 正 己

委 員 小笠原委員欠席

委 員 野 奈 津 子

委 員 吉 川 孝 子

委 員 近 藤 真 司

事 務 局 鎌 倉 崇 志

会議録作成 野 目 清 司